高知県高性能林業機械等整備事業の運用について

第１　趣旨

この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」と言う。)及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領（以下「要領」と言う。）の運用について、必要な事項を定める。

第２　運用

要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。

　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）

（１）補助対象経費

①　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている機械本体及び附属機械器具購入費、機械本体及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

②　導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

③　林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであることとする。

ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。

・四輪駆動であり、トランスミッションはＭＴであること。

・積載量は２ｔ以上４ｔ未満であること。

・排気量は4,000cc以上であること。

・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。

・最小回転半径は６m以下であること。

・ＬＳＤ（リミテッド・スリップ・デフ）又はＬＳＤと同様にタイヤが空転した

際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。

・１速の総減速比（１速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。

・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160ｍｍ以上であること。

・荷台は林業用に架装していること。

イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

・車体に法人名等が印刷されていること。

・運行記録、業務日報が整備されていること。

・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に一時使用

　　することについては妨げない。

（２）県の目標値

要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別紙１のとおりとする。

（３）機械導入後の保守・管理

機械導入事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。

　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）

（１）補助対象経費

　　　①　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている林業機械の使用料及び賃借料（要綱別表第３の２の補助対象経費欄のとおり）とする。

　　　②　導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

　　　③　林業用四輪駆動ダンプトラックの基準については第２の１の（１）の③に準ずる。

　（２）提出書類

　　　　要領第３の２の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。

（３）機械リース後の保守・管理

機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

第２の１の（４）に準ずる。

３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）

（１）補助の範囲

　　　　林業機械のレンタルの補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械のほか、生産性改善効果の見込まれる作業道開設に用いる多工程作業機械や、低質材の運搬などに必要な原木運搬用トラックとし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。

また、レンタルに係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び　履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。なお、リース契約による機械については補助対象としない。

　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる月は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた額とレンタル経費の3/10の額のうち安価な方を補助額として計算する。

　　　なお、再造林を行うことを条件に事業を行う場合は、補助率1/2以内、上限額を

250,000円とする。

　　　　（補助金計算例）

　　　　　　ア．1ヶ月当たり（月額計算）500,000×1ヶ月×3/10＝150,000円

　　　　　　イ．20日当たり （日額計算）※１　350,000×3/10＝105,000円

※２　150,000÷31日＝4,838円

4,838×20日＝96,760円

≒96,000円（千円単位）

　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする

（２）レンタル事業者

　　　　事業実施主体がレンタル機械の契約を締結するレンタル事業者は、法人登録された事業者とし、個人が所有するレンタル機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へレンタルする機械は補助対象としない。また、レンタル機械貸し付け事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細書の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。

（３）レンタル機械の保守・管理

　　　レンタル機械使用事業体はレンタル機械の作業記録簿を整備するとともに、点検・整備に努め、稼働効率の向上に務めるものとする。

（４）レンタル機械による作業システム

　　　　レンタル機械の作業システムは、レンタル期間内に組み合わせる作業機械、素材生産量、作業道や土場環境などを考慮し、効率的にレンタル機械が稼働できる環境を整えるものとする。

（５）レンタル機械による素材生産量の目標

ア．搬出間伐

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね100m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね100m3で可とする、

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1　ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね100m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が70m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が70m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

イ．更新（主伐）

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね200m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね200m3で可とする。

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね200m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が140m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が140m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

（６）実績報告

　　　　①　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。

　　　　②　しゅん工年月日は、レンタル終了日もしくは搬出材積確定日とする。

　（７）軽微な変更

　　　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、所管の林業（振興）事務所と協議を行うこと。

４　入札・契約関係

　（１）入札及び契約の実施方法

　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（要綱別表第１の１及び２）においては単独随意契約は原則認めない。

５　その他

（１）導入機械の事故及び災害の報告

補助対象機械及び補助対象装置を装着した機械が、処分期限内に事故及び災害その他の理由により、補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は、原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、木材増産推進課に遅滞なく報告すること。

附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。

　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。

附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。

附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。

附則１　この運用は、平成31年 ４月12日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ２年 ４月28日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ３年 ４月13日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ３年 ７月 ８日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ４年 ４月 22日から施行する。

別紙１

素材生産量及び素材生産性の目標値について

　　　要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。

高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。

【５年目の目標値（林業成長産業化総合対策補助金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して５年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　５年間で２，６００ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１３１％

　　③素材生産性の目標値　５．７ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１６０％

【３年目の目標値（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して３年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　３年間で１，５６０ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１１９％

　　③素材生産性の目標値　５．３ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１４７％